

昭和二十六年政令第三百十九号

出入国管理及び難民認定法

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条—第二条の五）	第二章 入国及び上陸	第三章 上陸の手続
第一節 外国人の入国（第三条）	第二節 口頭審理及び異議の申出（第十一条—第十二条）	第一節 在留
第三節 仮上陸等（第十三条・第十三条の二）	第四節 上陸の特例（第十四条—第十八条の二）	第二節 在留中の活動（第十九条・第十九条の二）
第四章 在留及び出国	第五章 退去強制の手続	第三款 中長期の在留（第十九条の三—第十九条の三十七）
第一節 在留	第一節 違反調査（第二十七条—第三十八条）	第二節 在留資格の変更及び取消し等（第二十条—第二十二条の五）
第二款 在留の条件（第十九条・第十九条の三）	第二節 在留の条件（第二十三条—第二十四条の三）	第三節 在留の条件（第二十三条—第二十四条の三）
第三節 出国（第二十五条—第二十六条の三）	第三節 収容（第三十九条—第四十四条）	第四節 出国（第二十五条—第二十六条の三）
第五章 退去強制の手続	第五章 審査、口頭審理及び異議の申出（第四十五条—第五十条）	第五章 旅券
第一節 違反調査（第二十七条—第三十八条）	第二節 収容（第三十九条—第四十四条）	第一節 日本国政府
第二節 収容（第三十九条—第四十四条）	第三節 審査、口頭審理及び異議の申出（第四十五条—第五十条）	第二節 政府又は権限のある機関の発行した旅券又は難民旅行証明書その他該旅券に代わる証明書（日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。）
第三節 退去強制令書の執行（第五十一条—第五十三条）	第四節 退去強制令書の執行（第五十一条—第五十五条）	第三節 政令で定める地域の権限のある機関の発行したイに掲げる文書に相当する文書
第五章 の二 仮放免（第五十四条・第五十五条）	第五章 の二 出国命令（第五十五条の二—第五十五条の六）	第四節 手帳その他乗員に係るこれに準ずる文書をい
第六章 船舶等の長及び運送業者の責任（第五十六条—第五十九条）	第六章 の一 事実の調査（第五十九条の二）	第五節 在留資格及び在留期間

第七章 日本人の出国及び帰国（第六十条・第六十一条）

出入国管理及び難民認定法

第七章の二 難民の認定等（第六十一条の二—第六十一条の二の十五）

第八章 補則（第六十一条の三—第六十九条の三）

第九章 罰則（第七十条—第七十八条）

第一条（目的）	第一条（出入国管理及び難民認定法は、本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。）
第二条（定義）	第二条（出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。）
第三条	一 外国人　日本の国籍を有しない者をいう。 二 乗員　船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗組員をいう。 三 難民　難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第一条の規定又は難民の地位に関する議定書第一条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。
第四条	三 難民　難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第一条A（2）に規定する理由であることについて、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第一条A（2）に規定する理由であること
第五条	四 日本国領事官等　外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。 五 旅券　次に掲げる文書をいう。 イ 日本国政府　日本国政府の承認した外國政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又は難民旅行証明書その他該旅券に代わる証明書（日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。）

第六条（在留の手続）	八 出入国港　外国人が出入国すべき港又は飛行場で法務省令で定めるものをいう。
第七条（難民の認定等）	九 運送業者　本邦と本邦外の地域との間ににおいて船舶等により人又は物を運送する事業を行なむ者をいう。
第八条（補則）	十 入国審査官　第六十一条の三に定める入国審査官をいう。
第九条（罰則）	十一 主任審査官　上級の入国審査官で出入国在留管理府長官が指定するものをいう。
第十条（第一章の二）	十二 特別審理官　口頭審理を行わせるため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第十一条（難民調査官）	十三 入国警備官　第六十一条の三の二に定められたる入国警備官をいう。
第十二条（難民調査官）	十四 違反調査　入国警備官が行う外国人の入国情況、上陸又は在留に関する違反事件の調査を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第十三条（難民調査官）	十五 入国者収容所　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条に定める入国者収容所をいう。
第十四条（難民調査官）	十六 収容場　第六十一条の六に定める収容場をいう。

第十五条（在留資格及び在留期間）	1 在留資格は、別表第一の上欄（高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。
第十六条（在留資格及び在留期間）	2 在留資格は、別表第一の上欄（高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。
第十七条（在留資格及び在留期間）	3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。
第十八条（在留資格及び在留期間）	4 第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第十九条（在留資格及び在留期間）	5 第二号（第六十一条の二の八第二項において準用する第二十二条の四第二項に係る部分に限り）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第二十条（在留資格及び在留期間）	6 第二号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第二十一条（在留資格及び在留期間）	7 第二号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第二十二条（在留資格及び在留期間）	8 第二号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第二十三条（在留資格及び在留期間）	9 第二号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第二十四条（在留資格及び在留期間）	10 第二号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第二十五条（在留資格及び在留期間）	11 第二号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第二十六条（在留資格及び在留期間）	12 第二号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第二十七条（在留資格及び在留期間）	13 第二号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第二十八条（在留資格及び在留期間）	14 第二号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第二十九条（在留資格及び在留期間）	15 第二号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。
第三十条（在留資格及び在留期間）	16 第二号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）及び第三号（第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。）に掲げる事務を行なうため出入国在留管理府長官が指定する入国審査官をいう。

- 二 一 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する基本的な事項

三 前号の産業上の分野において求められる人材に関する基本的な事項

四 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

六 法務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるべき事項

七 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針)

第二条の四 法務大臣は、基本方針にのつとり、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣(以下この条において「分野所管行政機関の長等」という。)と共同して、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「分野別運用方針」という。)を定めなければならない。

二 分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該分野別運用方針において定める人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

三 前号の産業上の分野における人材の不足の状況(当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項

四 第一号の産業上の分野における第七条の二第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による同条第一項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止又は交付の再開の措置に関する事項

- 五 前各号に掲げるもののほか、第一号の産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

3 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めようとするときは、あらかじめ、分野所管行政機関の長等以外の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、分野別運用方針の変更について準用する。

(特定技能雇用契約等)

第二条の五 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第四章第一節第二款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

一 特定技能雇用契約に基づいて当該外国人が行う当該活動の内容及びこれに対する報酬その他の雇用関係に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、特定技能雇用契約の期間が満了した外国人の出国を確保するための措置その他当該外国人の適正な在留に資するために必要な事項

3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。

一 前二項の規定に適合する特定技能雇用契約（第十九条の十九第二号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行第六項及び第七項の規定に適合する第六項に規定する一号特定技能外国人支援計画（第五項及び第四章第一節第二款において「適合一号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施

二 前項の法務省令で定める基準には、同項の本邦の公私機関（当該機関が法人である場合に

- 5 特定技能所属機関 第十九条の十八第一項に規定する特定技能所属機関をいう。以下この項において同じ。が契約により第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関に適合一号特定技能外外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、第三項特定技能外外国人支援計画（第一号に係る部分に限る。）の規定に適合するものとみなす。

6 別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私のお機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（次項及び第四章第一節第二款において「一号特定技能外外国人支援」という。）の実施に関する計画（第八項、第七条第一項第二号及び同款において「一号特定技能外外国人支援計画」という。）を作成しなければならない。

7 一号特定技能外外国人支援には、別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人と日本人との交流の促進に係る支援及び当該外国人がその責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合において他の本邦の公私のお機関との特定技能雇用契約に基づいて同号に掲げる活動を行うことができるようにするための支援を含むものとする。

8 一号特定技能外外国人支援計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならぬ。

9 法務大臣は、第一項、第三項、第六項及び前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとす。

- 二 入国審査官から上陸許可の証印若しくは第九条第四項の規定による記録又は上陸の許可(以下「上陸の許可等」という。)を受けないで本邦に上陸する目的を有する者(前号に掲げる者を除く。)

三 貧困者、放浪者等で生活上國又は地方公共団体の負担となるおそれのある者

四 日本国又は日本國以外の國の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者。ただし、政治犯罪により刑に処せられた者はこの限りでない。

五 の二 國際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは國際的規模で開催される会議(以下「國際競技会等」という。)の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したことにより、日

本国若しくは日本國以外の國の法令に違反して刑に処せられ、又は出入國管理及び難民認定法の規定により本邦からの退去を強制され、若しくは日本國以外の國の法令の規定によりその國から退去させられた者であつて、本邦において行われる國際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、當該國際競技会等の開催場所又はその所在する市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区）の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊するおそれのあるものを不法に所持する者

八 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に定める麻薬若しくは向精神薬、大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に定める大麻、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に定めるけし、あへん若しくはけしがら、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に定める覚醒剤若しくは覚醒剤原料又はあへん煙を吸食する器具を不法に所持する者

七 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に關係がある業務に従事したことのある者（人身取引等により他人の支配下に置かれていた者が当該業務に従事した場合を除く。）

六 の二 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

八 銃砲刀劍類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に定める銃砲、クロスボウ若しくは刀劍類又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）に定める火薬類を不法に所持する者

九 次のイからニまでに掲げる者で、それぞれ当該イからニまでに定める期間を経過していないもの

イ 第六号又は前号の規定に該当して上陸を拒否された者 拒否された日から一年

ロ 第二十四条各号（第四号才からヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、その退去の日前に本邦からの退去を強制されたこと及び第五十五条の三第一項の規定に

ハ 第二十四条各号（第四号才からヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者（口に掲げる者を除く。）退去した日から十年

二 第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国した者 出国した日から一年

九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第一条ノ二若しくは第二条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十七条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び处分に関する法律（昭和五年法律第九号）の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二十条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処する判決の宣告を受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの

十 第二十四条第四号才からヨまでのいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者の他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

十一 日本国法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入することを勧奨する政党その他の団体

イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

ハ 工場事業場における安全保持の施設の正常維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

十三 第十一号又は前号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し、又は展示することを企てる者

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

十五 法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人が前項各号のいずれにも該当しない場合でも、その者の国籍又は市民権の属する国が同項各号についても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととすることができる。

(上陸の拒否の特例)

一　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成二年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）

二　十六歳に満たない者

三　本邦において別表第一の一の表の外交の項又は公用の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者

四　国の行政機関の長が招へいする者

五　前二号に掲げる者に準ずる者として法務省令で定めるもの

（入国審査官の審査）

第七条　入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一　その所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効であること。

二　申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動（二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる号に掲げる活動を除き、五の表の下欄に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。）又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位（永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。）を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については、我が国の産業及び国民生活に与える影響その

他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人については、一号特定技能外国人支援計画が第二条の五第六項及び第七項の規定に適合するものであることを含む。）。

三 申請に係る在留期間が第二条の二第三項の規定に基づく法務省令の規定に適合するものであること。

四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと（第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて同項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の理由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ。）。

前項の審査を受ける外国人は、同項に規定する上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならない。この場合において、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまで又は同表の特定技能の項の下欄第一号イ若しくは第二号に掲げる活動を行おうとする外国人は、前項第二号に掲げる条件に適合していることの立証については、次条第一項に規定する在留資格認定証明書をもつてしなければならない。

法務大臣は、第一項第二号の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

4 入国審査官は、第一項の規定にかかるらず、前条第三項各号のいずれにも該当しないと認められる外国人が同項の規定による個人識別情報の提供を行ないときは、第十条の規定による口頭審査を行うため、当該外国人を特別審理官に引き渡さなければならぬ。

（在留資格認定証明書）

第七条の二 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人（本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）を交付することができる。

前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれをることができる。

3 特定産業分野（別表第一の二）の項の下欄第一号に規定する特定産業分野をいう。以下この項及び第二十条第一項において同じ。）を所管する関係行政機関の長は、当該特定産業分野に係る分野別運用方針に基づき、当該特定産業分野において必要とされる人材が確保されたと認めるときは、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとることを求めるものとする。

4 法務大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、分野別運用方針に基づき、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとるものとする。

5 前二項の規定は、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置がとられた場合において、在留資格認定証明書の交付の再開の措置をとるべきについて準用する。この場合において、第三項中「確保された」とあるのは「不足する」と、前二項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとする。（船舶等への乗込）

第八条 入国審査官は、第七条第一項の審査を行う場合には、船舶等に乗り込むことができる。
(上陸許可の証印)

第九条 入国審査官は、審査の結果、外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

2 前項の場合において、第五条第一項第一号又は第二号の規定に該当するかどうかの認定は、厚生労働大臣又は出入国在留管理局長官の指定する医師の診断を経た後にしなければならない。

3 第一項の証印をする場合には、入国審査官は、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定し、旅券にその旨を明示しなければならない。ただし、当該外国人が第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者である場合は、この限りでない。

4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務

省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第一項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 第八項の規定による登録を受けた者（同項第一号ハに該当するものとして登録を受けたものに記録する者に限る）に限り、登録することができる。

二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報（個人番号）を特定するためのカードを所持する者は、登録の申請時に登録情報を登録する旨を明示しなければならない。

三 入国審査官は、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持する外国人について前項の規定による登録をする場合には、当該外国人について短期滞在の在留資格及び在留期間を決定し、当該特定登録者カードにその旨を明示しなければならない。

四 第一項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録をする場合を除き、入国審査官は、第十条の規定による口頭審理を行つた後、該外国人を特別審理官に引き渡さなければならない。

五 入国審査官は、第八項の規定による登録を受けた者（同項第一号ハに該当するものとして登録を受けたものに記録する者に限る）に限り、登録することができる。

六 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者においては、第三号を除く。）のいずれにも該当しないかつ、その上陸しようとする出入国港において第四項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

七 外国人は、第四節に特別の規定がある場合を除き、第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けなければ上陸してはならない。

八 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者においては、第三号を除く。）のいずれにも該当しないかつ、その上陸しようとする出入国港において第四項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

九 第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者

（1）本邦に再び上陸するに当たり、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項

ハ 次の（1）から（4）までのいずれにも該当する者

(2) 第一項、第十条第八項若しくは第十一項第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けた回数が、法務省令で定める回数以上であること。

(3) 過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

(4) その他出入国の公正な管理に必要なものとして法務省令で定める要件に該当する者であること。

二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供してゐること。

三 当該登録の時において、第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

(特定登録者カード)

第九条の二 出入国在留管理庁長官は、前条第八項第一号ハに該当する外国人について同項の規定による登録をする場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、特定登録者カードを交付させるものとする。

二 特定登録者カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域

二 特定登録者カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

三 特定登録者カードには、法務省令で定めるとこにより、前条第八項の規定による登録をした外国人の写真を表示するものとする。この場合において、出入国在留管理庁長官は、第六条第三項の規定その他の法務省令で定める法令の規定により当該外国人から提供された写真を利用することができます。

四 前二項に規定するもののほか、特定登録者カードの様式その他特定登録者カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

五 出入国在留管理庁長官は、法務省令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項及び第三項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、特定登録者カードに電磁的方により記録することができる。

6 特定登録者カードの有効期間は、その交付の日から起算して三年を経過する日又は当該特定登録者カードの交付を受けた外国人が所持する旅券の有効期間満了日のいずれか早い日が経過するまでの期間とする。

7 特定登録者カードの交付を受けた外国人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、特定登録者カードの再交付を申請することができる。

一 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定登録者カードの所持を失ったとき。

二 特定登録者カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第五項の規定による記録が毀損したとき。

8 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による申請があつた場合には、入国情査官に、当該外国人に対し、新たな特定登録者カードを交付させるものとする。この場合における第六項の規定の適用については、同項中「その交付の日」とあるのは、「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人に対し第一項の規定により特定登録者カードが交付された日」と、「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人」とあるのは、「当該外国人」とする。

9 第二節 口頭審理及び異議の申出

(口頭審理)

第十条 特別審理官は、第七条第四項又は第九条第六項の規定による引渡しを受けたときは、当該外国人に対し、速やかに口頭審理を行わなければならない。

2 特別審理官は、口頭審理を行つた場合には、口頭審理に関する記録を作成しなければならない。

3 当該外国人又はその者の出頭させる代理人は、口頭審理に当つて、証拠を提出し、及び証人を尋問することができる。

4 当該外国人は、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の一人を立ち会わせることができることができる。

5 特別審理官は、職権に基き、又は当該外国人の請求に基き、法務省令で定める手続により、証人の出頭を命じて、宣誓をさせ、証言を求めることができる。

7 特別審理官は、口頭審理の結果、第七条第四項の規定による引渡しを受けた外国人が、第六条第三項各号のいずれにも該当しないと認定したときは、当該外国人に対し、速やかにその旨を知らせて、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を通知しなければならない。ただし、当該外国人が、特別審理官に対し、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供したときは、この限りでない。

8 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国人（第七条第四項の規定による引渡しを受けた者に限る。第十項において同じ。）が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、直ちにその者の旅券に上陸許可の証印をしなければならぬ。

9 第九条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

10 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していないと認定したときは、その者に対するし、速やかに理由を示してその旨を知らせるとともに、次条の規定により異議を申し出ることができる旨を知らせなければならない。

11 前項の通知を受けた場合において、当該外国人が同項の認定に服したときは、特別審理官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名させ、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を通知しなければならない。
(異議の申出)

12 第十一條 前条第十項の通知を受けた外国人は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

主任審査官は、前項の異議の申出があつたときは、前条第二項の口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出が理由があるか否かを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。

4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が受理したときは、異議の申出が理由があるか否かを裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければならぬ。

5 第九条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、速やかに当該外国人に対しその旨を知らせて、本邦からの退去を命ぜるとともに、当該外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を知らせなければならない。

(法務大臣の裁決の特例)

第十二条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の上陸を特別に許可することができる。

一 再入国の許可を受けているとき。

二 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入つたものであるとき。

三 その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるとき。

2 前項の許可是、前条第四項の適用については、異議の申出が理由がある旨の裁決とみなす。

3 第一項の許可を与える場合には、主任審査官は、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、二百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を本邦通貨又は外国通貨で納付させることができる。

4	前項の保証金は、当該外国人が第十条第八項若しくは第十一項第四項の規定により上陸許可の証印を受けたとき、又は第十条第七項若しくは第十一項若しくは第十一項第六項の規定により本邦からの退去を命ぜられたときは、その者に返還しなければならない。
5	主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が第三項の規定に基づき附された条件に違反した場合には、法務省令で定めることにより、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないときは同項の保証金の全部、その他のときはその一部を没収するものとする。
6	主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が逃亡する虞があると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書を発付して入国警備官に当該外国人を収容させることができる。
7	第四十条から第四十二条第一項までの規定は、前項の規定による収容に準用する。この場合において、第四十条中「前条第一項の収容令書」であるのは「第十三条第六項の収容令書」と、「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「収容すべき事由」と、第四十一条第一項中「三十日以内とする。但し、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。」とあるのは「第三章に規定する上陸の手続が完了するまでの間において、主任審査官が必要と認める期間とする。」と、同条第三項及び第四十二条第一項中「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と読み替えるものとする。 (退去命令を受けた者がどどまることができる場所)
8	第十三条の二 特別審理官又は主任審査官は、それぞれ第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定により退去を命ずる場合において、当該外国人が船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由により直ちに本邦から退去することができないと認めるときは、法務省令で定めることにより、当該外国人に対して、その指定する期間内に限り、出入国港の近傍にあるその指定する施設にとどまるることを許すことができる。
9	特別審理官又は主任審査官は、前項の指定をしたときは、当該外国人及びその者が乗つてきたり、船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者に対しその旨を通知しなければならない。

第十四条 入国審査官は、船舶等に乗つてゐる外
(寄港地上陸の許可)

第十四条 入国審査官は、船舶等に乗つてゐる外國人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、その船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間七十二時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、その者につきその船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し、寄港地上陸を許可することができる。ただし、第五条第一項各号のいずれかに該当する者（第五条の二の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する特定の事由のみによつて第五条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く以下同じ。）に対しては、この限りでない。

2 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるとところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができること。

3 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人の所持する旅券に寄港地上陸の許可の証印をしなければならない。

4 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸時間、行動の範囲その他必要と認めめる制限を付することができる。

臨時観光のため、その船舶が寄港する本邦の他出入国港でその船舶に帰船するよう通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶の船長又はその船舶を運航する運送者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、船舶等に乗つている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、上陸後三日以内に入国した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等で出国するため、通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めることにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人の所持する旅券に通過上陸の許可の証印をしなければならない。

5 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、通過経路その他必要と認める制限を付することができる。

6 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。

（乗員上陸の許可）

第十六条 入国審査官は、外国人である乗員（本邦において乗員となる者を含む。以下この条において同じ。）が、船舶等の乗換え（船舶等への乗組みを含む。）、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて十五日を超えない範囲内で上陸を希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶等（その者が乗り組むべき船舶等を含む。）の長又はその船舶等を運航する運送者の申請があつたときは、当該乗員に対し乗員上陸を許可することができる。

7 入国審査官は、次の各号のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、当該各号に規定する乗員に対し、その旨の乗員上陸の許可をすることができる。

二 本邦と本邦外の地域との間の航空路に定期的に航空機を就航させている運送業者に所属する外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、休養、該船舶が本邦にある間上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶の長又はその船舶を運航する運送業者から申請があつたとき。

二 本邦と本邦外の地域との間の航空路に定期的に航空機を就航させている運送業者に所属する外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、その都度、同一の運送業者の運航する航空機の乗員として同一の出入国港から出国することを条件として休養、買物その他これらに類似する目的をもつて本邦に到着した日から十五日を超えない範囲内で上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、当該運送業者から申請があつたとき。

入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該乗員に乗員上陸許可書を交付しなければならない。

第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、上陸期間、行動範囲（通過経路を含む。）その他必要と認める制限を付することができる。

二 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができるものとする。

前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員に対し、引き続き

一 永住者（次号に掲げる者を除く。）又は高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者 在留カードの交付の日から起算して七年を経過する日

二 永住者であつて、在留カードの交付の日にして十六歳に満たない者（第十九条の十一第三項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く。第四号において同じ。）十六歳の誕生日（当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。）の前日

三 前二号に掲げる者以外の者（次号に掲げる者を除く。）在留期間の満了の日

四 第一号又は第二号に掲げる者以外の者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者 在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日の前日のいずれか早い日

前項第三号又は第四号の規定により、在留カードの有効期間が在留期間の満了の日が経過するまでの期間となる場合において、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者が、第二十条第六項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項、第二十四条第四号口及び第二十六条第四項において同じ。）の規定により、在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなる場合は、第二十条第六項の規定により在留することができる期間の終了の時までの期間とする。

（新規上陸後の住居地届出）

第十九条の六 出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）を受けて中長期在留者となつた者に対し、法務省令で定めることにより、在留カードを交付させるものとする。

2 市町村の長は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合には、当該在留カードにその住居地の記載（第十九条の四第五項の規定による記録を含む。）をし、これを当該中長期在留者に返還するものとする。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

（在留資格変更等に伴う住居地届出）

第十九条の八 第二十条第三項本文（第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

、第二十一条第三項、第二十二条第二項（第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

、第二十二条第三項、第二十二条第二項（第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

、第五十条第一項又は第六十一条の二の二第一項若しくは第二項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者があつては、当該許可の日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

4 第二十二条の二第一項又は第二十二条の三に規定する外国人が、第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請をするに際し、法務大臣に対し、住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提示したときは、第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する第二十二条第二項の規定による許可があつて準用する第二十二条第三項本文の規定による許可又は第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する第二十二条第二項の規定による許可があつた場合には、当該在留カードにその住居地の記載（第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による記録を含む。）をし、これを当該中長期在留者に返還するものとする。

(住居地の変更届出)

第十九条の九 中長期在留者は、住居地を変更したときは、新住居地（変更後の住居地をいう。以下同じ。）に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その新住居地を届け出なければならぬ。

2 第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第二十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

(住居地以外の記載事項の変更届出)

第十九条の十 中長期在留者は、前項の届出があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、新たな在留カードを交付させるものとする。

(在留カードの有効期間の更新)

第十九条の十一 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードの有効期間が当該中長期在留者の在留期間の満了の日までとされている場合を除き、当該在留カードの有効期間の満了日の二月前（有効期間の満了の日が十六歳の誕生日の前日とされているときは、六月前）から有効期間が満了する日までの間（次項において「更新期間」という。）に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間の更新を申請しなければならない。

2 やむを得ない理由のため更新期間内に前項の規定による申請をすることが困難であると予想される者は、法務省令で定める手続により、更新期間前においても、出入国在留管理庁長官に對し、在留カードの有効期間の更新を申請することができる。

(前項第一項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。)
第十九条の十二 在留カードの交付を受けた中長
期在留者は、紛失、盜難、滅失その他の事由によ
り在留カードの所持を失つたときは、その事
実を知つた日（本邦から出国している間に当該
事実を知つた場合にあつては、その後最初に入
国した日）から十四日以内に、法務省令で定め
る手続により、出入国在留管理庁長官に対し、
在留カードの再交付を申請しなければならな
い。
**第二条 第十九条の十第二項の規定は、前項の規定に
よる申請があつた場合に準用する。**
**第十九条の十三 在留カードの交付を受けた中長
期在留者は、当該在留カードが著しく毀損し、
若しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規
定による記録が毀損したとき（以下この項にお
いて「毀損等の場合」という。）は、法務省令
で定める手続により、出入国在留管理庁長官に
対し、在留カードの再交付を申請することがで
きる。在留カードの交付を受けた中長期在留者
が、毀損等の場合以外の場合であつて在留カ
ードの交換を希望するとき（正当な理由がないと
認められるときを除く。）も、同様とする。
**二 出入国在留管理庁長官は、著しく毀損し、若
しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規定
による記録が毀損した在留カードを所持する中
長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請
することを命ずることができる。**
**三 前項の規定による命令を受けた中長期在留者
は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法
務省令で定める手続により、出入国在留管理庁
長官に対し、在留カードの再交付を申請しなけ
ればならない。**
**第十九条の十四 在留カードは、次の各号のいず
れかに該当する場合には、その効力を失う。
(在留カードの失効)**
**一 在留カードの交付を受けた中長期在留者
中長期在留者でなくなつたとき。**
二 在留カードの有効期間が満了したとき。
**三 在留カードの交付を受けた中長期在留者
(第二十六条第一項の規定により再入国の許
可を受けている者を除く。)が、第二十五条****

第二十九条の二十六第二項の規定は、前項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消した場合について準用する。

(登録の抹消)

第十九条の三十三 出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第二項若しくは第十九条の二十九第二項の規定により第十九条の二十三第一項の登録がその効力を失ったとき、又は前条第一項の規定により第十九条の二十三第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。(報告又は資料の提出)

第十九条の三十四 出入国在留管理庁長官は、支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録支援機関に対し、その業務の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。(法務省令への委任)

第十九条の三十五 第十九条の二十二から前条までに規定するもののほか、登録支援機関及び支援業務に關し必要な事項は、法務省令で定めること。(中長期在留者に關する情報の継続的な把握)

第十九条の三十六 出入国在留管理庁長官は、中長期在留者の身分關係、居住關係、活動狀況及び所屬機關の狀況(特定技能外国人(別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行ふ者に限る。以下この項において同じ。)については、一号特定技能外国人支援の状況(登録支援機関への委託の状況を含む。以下この項において同じ。)を含む)を継続的に把握するため、出入国管理及び難民認定法その他他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍の属する國、住居地、所屬機關その他の在留管理に必要な情報(特定技能外国人については、一号特定技能外国人支援の状況に關する情報を含む。以下この条及び次条第一項において「中長期在留者に關する情報」という)を整理しなければならない。

2 出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

3 法務大臣及び出入国在留管理庁長官は、在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて、中長期在留者に關する情報を取扱い、又は保有してはならず、当該情報の取扱い。

いに當たつては、個人の権利利益の保護に留意しなければならない。

(事實の調査)

第十九条の三十七 出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に關する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員による事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができること。

3 在留資格の変更及び取消し等(在留資格の変更)

第二十条 在留資格を有する外国人は、その者のが有する在留資格(これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。)の変更(高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。))を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私機関の変更を含み、特定技能の在留資格を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私機関又は特定産業分野の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。以下この項において同じ。)を含む)を継続的に受けることができる。

2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望するものに限る。)(への変更は、前条第一項の規定の変更を希望する場合は、第二十二条第一項の定めるところによらなければならない。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適當と認めるに足りる相当の理由があるとき限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

4 法務大臣は、前項の規定による許可をするとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。

る。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせるこにより行うものとする。

一 当該許可に係る外国人が引き続き中長期在留者に該当し、又は新たに中長期在留者に該当することとなるとき 当該外国人に対する旅券への新たな在留資格及び在留期間の記載

二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持していると認められるとき、当該旅券への新たな在留資格及び在留期間の記載

3 第二節 在留資格の変更及び取消し等(在留資格の変更)

第二十二条 在留資格を有する者から申請があつた場合を除く。において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないと、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に對し永住許可を申請しなければならない。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認められたときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。

4 第二十一条第四項及び第五項の規定は前項の規定による許可をする場合について、同条第六項及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付又は既に交付を受けている在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載

5 第二項の規定による申請があつた場合(三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く。)において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないと、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

6 第二項の規定による申請があつた場合(三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く。)において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないと、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

2 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格及び在留期間の更新を適當と認めたときに限り、これを許可することができる。

三 第二節 在留資格の変更及び取消し等(在留資格の変更)

2 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格及び在留期間の更新を適當と認めたときに限り、これを許可することができる。

3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格及び在留期間の更新を適當と認めたときに限り、これを許可することができる。

4 第二十一条第四項及び第五項の規定は前項の規定による許可をする場合について、同条第六項及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付又は既に交付を受けている在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載

5 第二項の規定による申請があつた場合(三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く。)において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないと、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

6 第二項の規定による申請があつた場合(三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く。)において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないと、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

2 前項の規定による法務大臣の許可是、前項の規定による在留カードの交付があつた時に限り、其の効力を生ずる。

（在留期間の更新）

第二十二条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

2 前項の規定による在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により在留期間の更新を適當と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可するものとする。

3 法務大臣は、前項の規定による許可をするとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。

4 第二項の規定による法務大臣の許可是、前項の規定による在留カードの交付があつた時に限り、其の効力を生ずる。

(在留資格の取得)

第二十二条の二 日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により前章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第二条の二第一項の規定にかかるわらず、それぞれ日本の国籍を離脱した日又は出生その他の事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日又は出生その他の事由が生じた日から三十日以内に、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければならない。

3 第二十条第三項本文、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請（永住者の在留資格の取得の申請を除く。）の手続について準用する。この場合において、同条第三項本文中「在留資格の変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中永住者の在留資格の取得の申請の手続に準用する。この場合において、同条第一項中「変更しよう」とあるのは「取得しよう」と、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

第二十二条の三 前条第二項から第四項までの規定は、第十八条の二第一項に規定する一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人で別表第一又は別表第二の上欄の在留資格のいずれかをもつて在留しようとするものに準用する。この場合において、前条第二項中「日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内」とあるのは、「当該上陸の許可に係る上陸期間内」と読み替えるものとする。
(在留資格の取消し)

第二十二条の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により、当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しない

ものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印（第九条第四項の規定による記録を含む。次号において同じ。）又は

二 前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等（前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又はこの節の規定による許可をい、これらが二以上ある場合には直近のもの）をいうものとする。以下この項において同じ。)を受けたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた在留資格認定証明書及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。）又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。

四 偽りその他不正の手段により、第五十条第一項又は第六十一条の二第二項の規定による許可を受けたこと（当該許可の後、これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。）。

五 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行つておらず、かつ、他の活動を行ひ又は行おうとして在留していること（正當な理由がある場合を除く。）。

六 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者にあつては、六月）以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。

七 日本人の配偶者等の在留資格（日本人の配偶者の身分を有する者（兼ねて日本人の特別養子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二の規定による特別養子をいう。以下同じ。）又は日本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者又は永住者が第五条第一項各号のいずれにも該当しない。

八 仮滞在の許可を受けた者（仮滞在許可書の配偶者等の在留資格（永住者等の配偶者の身分を有する者（兼ねて永住者等の子として

本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していることにつき該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。

八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可、この節の規定による許可又は第五十条第一項若しくは第六十条の二の二第二項の規定による許可を受けた上で、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九〇日以内に、出入国在留管理庁長官に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

八 法務大臣は、第六項に規定する在留資格取消の通知書に第七項本文の規定により指定された期間及び前項の規定により付された条件を記載しなければならない。

九 法務大臣は、第六項に規定する在留資格取消の通知書に第七項本文の規定により指定された期間及び前項の規定により付された条件を記載しなければならない。

九 法務大臣は、前項の規定による在留資格の届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

九 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

九 法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消しをしようとするときは、その指定する入国情審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならぬ。

十 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に、虚偽の住居地を届け出たこと。

十 法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消しをしようとするときは、その指定する入国情審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならぬ。

十一 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるとときは、あらかじめ意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国情審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

十一 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるとときは、あらかじめ意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国情審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

十二 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十二 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十三 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十三 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十四 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十四 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十五 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十五 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十六 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十六 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

は、三十日を超えない範囲内で当該外国人が出國するために必要な期間を指定するものとする。ただし、同項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消す場合において、当該外国人に対する理由が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある場合は、この限りでない。

法務大臣は、前項本文の規定により期間を指定する場合には、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付すことができる。

八 本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。に係るものに限る。）をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していることにつき該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。

八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可、この節の規定による上陸許可又は第五十条第一項若しくは第六十条の二の二第二項の規定による許可を受けた上で、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九〇日以内に、出入国在留管理庁長官に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

八 法務大臣は、第六項に規定する在留資格取消の通知書に第七項本文の規定により指定された期間及び前項の規定により付された条件を記載しなければならない。

九 法務大臣は、前項に規定する在留資格取消の通知書に第七項本文の規定により指定された期間及び前項の規定により付された条件を記載しなければならない。

九 法務大臣は、前項の規定による在留資格の届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

九 法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消しをしようとするときは、その指定する入国情審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならぬ。

十 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に、虚偽の住居地を届け出たこと。

十 法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消しをしようとするときは、その指定する入国情審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならぬ。

十一 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるとときは、あらかじめ意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国情審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

十一 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるとときは、あらかじめ意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国情審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

十二 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十二 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十三 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十三 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十四 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十四 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十五 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十五 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十六 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十六 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十七 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十七 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかるわらず、意見の聴取を行わない。

十八 法仮滞在の許可を受けた者（仮滞在許可書の配偶者等の在留資格（永住者等の配偶者の身分を有する者（兼ねて永住者等の子として

受領し、常にこれを携帶していなければならな
い。

前二項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める國又は地方公共團体の職員が、その職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券、乗員手帳、特定登録者カード、許可書又は在留カード（以下この条において「旅券等」という）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

前項に規定する職員は、旅券等の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

十六歳に満たない外国人は、第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、旅券等を携帯することを要しない。

（退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一 第三条の規定に違反して本邦に入つた者

二 入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した者

二の二 第二十二条の四第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者

二の三 第二十二条の四第一項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者（同条第七項本文の規定により期間の指定を受けた者を除く。）

二の四 第二十二条の四第七項本文（第六十二条の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

三 他の外国人に不正に前章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（第九条第四項の規定による記録を含む。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は前一節若しくは次章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行ふ、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者

三の二 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条第一項に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為若しくは同条第二項に規定する特定犯罪行為（以下この号において「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」という。）公衆等脅迫目的の犯罪行為等の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為等の実行を容易にする行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として法務大臣が認定する者

三の三 國際約束により本邦への入国を防止すべきものとされている者

三の四 次のイからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ 事業活動に関し、外国人に不法就労活動（第十九条第一項の規定に違反する活動又は第七十条第一項第一号、第二号、第三号から第三号の三まで、第五号、第七号から第七号の三まで若しくは第八号の二から第八号の四までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。以下同じ。）をさせること。

ロ 外国人に不法就労活動をさせるためにこれ对自己的支配下に置くこと。

ハ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又はロに規定する行為に関しあつんすること。

三の五 次のイからニまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ 行使の目的で、在留カード若しくは日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下単に「特別永住者証明書」という。）を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは所持すること。

ロ 行使の目的で、他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書又は他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、收受し、若しくは特別永住者証明書を行使すること。

ハ 偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書又は他人名義の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供すること。

四 在留カード若しくは特別永住者証明書の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備すること。

本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、香港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。）で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

イ 第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を専ら行つていると明らかに認められる者（人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。）

ロ 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間（第二十条第六項の規定により本邦に在留することができる期間を含む。第二十六条第一項及び第二十六条の二第二項（第二十六条の三第二項において準用する場合を含む。）において同じ。）を経過して本邦に残留する者

ハ 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

二 券法（昭和二十六年法律第二百六十号）第二十三条第一項（第六号を除く。）から第三項までの罪により刑に処せられた者

ト 少年法（昭和二十三年法律第一百六十八号）に規定する少年で昭和二十六年十一月一日以後に長期三年を超える懲役又は禁錮に処せられた者

チ 第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者

ト 少年法（昭和二十三年法律第一百六十八号）に規定する少年で昭和二十六年十一月一日以後に长期三年を超える懲役又は禁錮に処せられたもの

リ 二からチまでに掲げる者のほか、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。た

又 売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他の売春に直接に関係がある業務に従事する者（人身取引等により他人の支配下に置かれている者を除く。）
ル 次に掲げる行為をあおり、唆し、又は助けた者
(1) 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸すること。
(2) 他の外国人が偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は前節の規定による許可を受けること。
オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者
ワ 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者
(1) 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体
(2) 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体
(3) 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体
力 オ又はワに規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、颁布し、又は展示した者
ヨ イからカまでに掲げる者のほか、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者
四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、

第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等处罚に関する法律第一条、
第一条ノ一若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十二条に係る部分を除く。)の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開鎧用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第一条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの

四の三 短期滞在の在留資格をもつて在留する者で、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、不法に、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したもの

四の四 中長期在留者で、第七十一条の二又は第七十五条の二の罪により懲役に処せられたもの

五 五
五の二 第十条第七項若しくは第十一項又は第十一項第六項の規定により退去を命ぜられた者で、遅滞なく本邦から退去しないもの

六 六
六の二 船舶觀光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡したもの

六の三 第十四条の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に帰船し又は出国しないもの

六の四 第十六条第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に帰船し又は出国しないもの

七 第二十二条の二第一項に規定する者で、同条第三項において準用する第二十条第三項によるもの

文の規定又は第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第二項の規定による許可を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの八 第五十五条の三第三項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの九 第五十五条の六の規定により出国命令を取り消された者十 第六十一条の二の二第一項若しくは第二項又は第六十一条の二の三の規定による許可を受けた在留する者で、第六十一条の二の七第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により難民の認定を取り消されたもの又は同条第二項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により補完的保護対象者の認定を取り消されたもの第二十四条の二 法務大臣は、前条第三号の二の大規定による認定をしようとするときは、外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官及び海上保安庁長官の意見を聞くものとする。二 外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官又は海上保安庁長官は、前条第三号の二の規定による認定に關し法務大臣に意見を述べることがで、ら第三節まで及び第五章の二に規定する手続により、出国を命ずるものとする。一 速やかに本邦から出国する意思をもつて自ら出入国在留管理官署に出席したこと。二 第二十四条第三号から第三号の五まで、第四号ハからヨまで、第八号又は第九号のいずれにも該当しないこと。三 本邦に入つた後に、刑法第一編第十一章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等处罚に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一條に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止

等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものでないこと。

四 過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

五 速やかに本邦から出国することが確實と見込まれること。

第四節 出国

(出国の手続)

第二十五条の二 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域に赴く意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から当該外国人が次の各号のいずれかに該当する者である旨の通知を受けているときは、前条の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間限り、その者について出国の確認を保留することができる。

一 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの(当該刑につき假釈放中の者及びその一部の執行猶予の言渡しを受けて執行猶予中の者を除く。)

三 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第十六条の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者)

入国審査官は、前項の規定により出国の確認を留保したときは、直ちに同項の通知をした機関にその旨を通報しなければならない。

(再入国の許可)

第二十六条 出入國在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人(仮上陸の許可を受けている者及

び第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けている者を除く。)がその在留期間(在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間)の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。

2 出入国在留管理庁長官は、前項の許可をする場合には、入国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に再入国の許可の証印をさせ、旅券を所持していない場合で国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することができないときは、法務省令で定めるところにより、再入国許可書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該証印又は再入国許可書に記載された日からその効力を生ずる。

3 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

4 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受けている外国人から、法務大臣に対する第二十一条第二項又は第二十二条第二項の規定による申請があつた場合において、相当と認めるときは、当該外国人が第二十条第六項の規定により在留できる期間の終了の時まで、当該許可の有効期間を延長することができる。

5 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受けて出国した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年を超えず、かつ、当該許可が効力を生じた日から六年を超えない範囲内で、当該許可の有効期間の延長の許可をすることができる。

6 前項の許可是、旅券又は再入国許可書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

7 出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、その者が本邦にある間において、当該許可を取消すことができる。

8 第二項の規定により交付される再入国許可書は、当該再入国許可書に係る再入国の許可に基づき本邦に入国する場合に限り、旅券とみなす。
（みなし再入国許可）

第二十六条の二 本邦に在留資格をもつて在留する外国人（第十九条の三第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で有効な旅券（第六十一条の二の十二第一項に規定する難民旅行証明書を除く。）を所持するもの（中長期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限る。）が、法務省令で定めるところにより、入国審査官に對し、再び入国する意図を表明して出国するとときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。（ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。）

2 前項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可の有効期間は、前条第三項の規定にかかるまで、出国の日から一年（在留期間の満了の日が出国の日から一年（在留期間に到来する場合には、在留期間の満了までの期間）とする。）
3 第一項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可については、前条第五項の規定は、適用しない。
（短期滞在に係るみなし再入国許可）

第二十六条の三 本邦に短期滞在の在留資格をもつて在留する外国人で有効な旅券を所持するものが、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、指定旅客船で再び入国する意図を表明して当該指定旅客船で出国するときは、第二十六第一項の規定にかかるまで、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入口の許可について法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。
2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可について準用する。この場合において、同条第二項中「一年」とあるのは、「十五日」と読み替えるものとする。

第五章 退去強制の手続

第一節 違反調査

第二十七条 入国警備官は、第二十四条各号の一に該当すると思料する外国人があるときは、当

該外国人（以下「容疑者」という。）につき違反調査をすることができる。（違反調査について必要な取調べ及び報告の要求）

第二十八条 入国警備官は、違反調査の目的を達するため必要な取調べをすることができる。ただし、強制の処分は、この章及び第八章に特別の規定がある場合でなければすることができない。（容疑者の出頭要求及び取調べ）

2 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、容疑者の出頭を求め、当該出入の供述を照会して必要な事項の報告を求めることができる。
2 前項の場合において、入国警備官は、容疑者の供述を調書に記載しなければならない。
3 前項の調書を作成したときは、入国警備官は、容疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、署名をさせ、且つ、自らこれに署名しなければならない。
4 前項の場合において、容疑者が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、入国警備官は、その旨を調書に附記しなければならない。（証人の出頭要求）

第三十条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、証人の出頭を求め、当該証人を取り調べることができる。
2 前項の場合において、入国警備官は、証人の供述を調書に記載しなければならない。（証票の携帯）

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「容疑者」とあるのは「証人」と読み替えるものとする。（臨検、捜索及び押収）

第三十二条 入国警備官は、捜索又は押収をするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。（証票の携帯）

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「容疑者」とあるのは「証人」と読み替えるものとする。（収容）

第三十三条 入国警備官は、取調べ、臨検、捜索又は押収をする場合は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。（調書の作成）

3 入国警備官は、第一項又は前項の許可を請求しようとするときは、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると思料されるべき資料並びに、他の建造物内で捜索又は押収をするときは、所有者、借主、管理者又はこれらの者に代るべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせなければならぬことは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。（時刻の制限）

3 左の場所で捜索又は押収をするについては、入国警備官は、第一項に規定する制限によることを要しない。
二 旅館、飲食店その他の夜間でも公衆が出入りができる場所。但し、公開した時間内に限り。
一 風俗を害する行為に常用されるものと認められる場所

（出入禁止）

第三十四条 入国警備官は、取調べ、臨検、捜索又は押収をする場合は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。（時刻の制限）

2 前項の場合において、立会人が署名することができるとき、又は署名を拒んだときは、入国警備官は、その旨を調書に附記しなければならない。（調書の作成）

第三十五条 入国警備官は、日出前、日没後には、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、捜索又は押収のため、住居若しくは物件又は押収すべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、臨検、捜索又は押収をすることができる。（收容令書の方式）

2 前項の場合において、急速を要するときは、入国警備官は、臨検すべき場所、捜索すべき身体若しくは物件又は押収すべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、同項の処分をすることができます。

（收容令書の方式）

去強制を受ける者の氏名、年齢及び国籍、退去強制の理由、送還先、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

第五十二条 退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないため主任審査官が必要と認めて依頼したときは、退去強制令書の執行をすることができる。

3 入国警備官（前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条において同じ。）は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写しを示して、速やかにその者を次条に規定する送還先に送還しなければならない。ただし、第五十九条の規定により運送業者が送還する場合には、入国警備官は、当該運送業者に引き渡すものとする。

4 前項の場合において、退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、入国者收容所長又は主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。この場合においては、退去強制令書の記載及び次条の規定にかかるべく、当該申請に基づき、その者の送還先を定めることができる。

5 入国警備官は、第三項本文の場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者收容所、收容場その他出入国在留管理官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる。

6 合において、退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになつたときは、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を附して、その者を放免することができる。

7 入国警備官は、退去強制令書の執行に関し必要がある場合には、公務所又は公私との團体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。（送還先）

第五十三条 退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。

2 前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国のかに送還されるものとする。

3 本邦に向けて船舶等に乗つた港の属する国

4 出生地の属する国

5 出生時にその出生地の属していた国

6 その他の国

3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

一 難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国その他その者が迫害を受けるおそれのある領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）

二 拷問及び他の殘虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三条第一項に規定する国

三 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第十六条第一項に規定する国

第五節 仮放免

（仮放免）

第五十四条 収容令書若しくは退去強制令書の交付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者收容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。

2 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職權で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受け収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

3 入国者收容所長又は主任審査官は、適当と認めたときは、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者以外の者の差し出した保証書をもつて保証金に代えることを許すことができる。保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

4 入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならぬ。

（仮放免の取消）
2 本人の希望により、左に掲げる国のかに送還されなければならない。ただし、仮放免された者が逃亡し、逃亡すると疑うに足りる相当の理由があり、正当な理由がないと認められたときは、仮放免を取り消すことができる。

3 前項の取消をしたときは、入国者收容所長又は主任審査官は、仮放免取消書を作成し、收容令書又は退去強制令書とともに、入国警備官にこれを交付しなければならない。

4 入国者收容所長又は主任審査官は、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じないことを理由とする仮放免の取消をしたときは保証金の全部、その他の理由によるときはその一部を没収するものとする。

5 入国警備官は、仮放免を取り消された者がある場合には、その者に仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、その者に対し仮放免を取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。但し、仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書は、できるだけみやかに示さなければならぬ。

6 第五章の二 出国命令
（出国命令に係る審査）

第五十五条の二 入国警備官は、容疑者が出国命令対象者に該当すると認めるに足りる相当の理由があるときは、第三十九条の規定にかかるべく、当該容疑者に係る違反事件を入国審査官に引きがなければならない。

7 入国警備官は、前項の規定により違反事件の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務

省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

8 入国警備官は、前項の規定により違反事件の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務

省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

9 入国警備官は、前項の規定により違反事件の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務

省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

10 入国警備官は、前項の規定により違反事件の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務

省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

11 入国警備官は、前項の規定により違反事件の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務

省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

12 入国警備官は、前項の規定により違反事件の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務

省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

に、当該違反事件を入国警備官に差し戻すものとする。
(出国命令)

第五十五条の三 主任審査官は、第四十七条第二項、第四十八条第七項、第四十九条第五項又は前項第三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る容疑者に対し、本邦からのお出を命じなければならない。この場合において、主任審査官は、十五日を超えない範囲内での出国期限を定めるものとする。

2 主任審査官は、前項の規定により出国命令を出する場合には、当該容疑者に対し、次条の規定による出国命令書を交付しなければならない。

3 主任審査官は、第一項の規定により出国命令を出す場合には、法務省令で定めるところにより、当該容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。

4 入国警備官は、前項の規定により出国命令書を交付した者は、その者に仮放免を取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。但し、仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書は、できるだけみやかに示さなければならぬ。

5 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

6 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

7 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

8 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

9 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

10 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

11 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

12 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

13 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

14 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

15 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

16 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

17 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

18 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

19 入国警備官は、前項の規定により出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

に、当該違反事件を入国警備官に差し戻すものとする。

(協力の義務)

2 本邦に入る船舶等の長及び運送業者の責任

3 第五十六条 本邦に入る船舶等の長及びその船舶等を運航する運送業者は、入国審査官の行う審査その他の職務の遂行に協力しなければならない。

て、前条第一項又は第二項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人（別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。）であるときは、当該在留資格未取得外国人人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

第一二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

二 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び处分に関する法律の罪、特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

法務大臣は、前条第一項又は第二項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき（同条第三項の規定により補完的保護対象者の認定を行うときを除く。）若しくは補完的保護対象者の認定をしない処分をするとき、又は前項の許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるか否かを審査するものとし、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる。

3 法務大臣は、前二項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その旨を通知させることとする。この場合において、その旨を通知させることとする。

一 当該許可に係る外国人が中長期在留者となるとき 当該外国人に対する在留カードの掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該外国人に対する在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付

第一項又は第二項の規定による法務大臣の許可をする場合において、当該在留資格未取得外国人が仮上陸の許可又は第三章第四節の規定による上陸の許可を受けているときは、当該仮上陸の許可又は上陸の許可を取り消すものとする。

第六十一条の二の三 法務大臣は、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている外国人（前条第二項の許可により在留資格を取得した者を除く。）から、第二十条第二項の規定による定住者の在留資格への変更の申請があつたとき、又は第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による定住者の在留資格の取得の申請があつたときは、第二十条第三項本文（第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、これを許可するものとする。
(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項又は第二項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 仮上陸の許可

二 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受け、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過していいないと。

三 第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができるとき。

四 本邦に入った時に、第五条第一項第四号から第十四号までに掲げる者のいずれかに該当していたとき。

五 第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨまでに掲げる者のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

6 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民又は補完的保護対象者となる事由が生じた者に該当すると疑うに足りる相当の理由があると認めた場合には、法務省令で定めるところにより、当該在留資格未取得外国人に対し、住居及び行動範囲の制限、活動の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、

あつては、その事実を知つた日）から六月を経過した後第六十一条の二第一項又は第二項の申請を行つたものであることが明らかであるとき（やむを得ない事情があるときを除く。）。

次のイ又はロのいずれにも該当しないことが明らかであるとき。

イ 本邦にある間に難民となる事由が生じた場合を除き、その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A（2）に規定する理由によつて害されるおそれのあるた領域から直接本邦に入つたものであるとき。

ロ 本邦にある間に補完的保護対象者となる事由が生じた場合を除き、その者が迫害を受けたものであるとき。

八 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び处分に関する法律の罪、特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

法務大臣は、前条第一項の規定による許可をしない処分をするとき（同条第三項の規定により補完的保護対象者の認定を行うときを除く。）若しくは補完的保護対象者の認定をしない処分又は補完的保護対象者の認定をしない処分又は補完的保護対象者の認定をしない処分につき第六十一条の二の九第一項の審査請求があつた場合において、当該審査請求が取り下げられ、又はこれを却下し若しくは棄却する旨の裁決があつたこと。

三 難民の認定又は補完的保護対象者の認定がされた場合において、第六十一条の二の二第一項及び第二項の規定による許可をしない処分があつたこと。

四 次条の規定により第一項の規定による許可が取り消されたこと。

五 第六十一条の二第一項又は第二項の申請が取り下げられたこと。

第六十一条の二の五 法務大臣は、前条第一項の規定による許可を受けた外国人について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該許可を取消すことができる。

一 前条第一項の規定による許可を受けた当时同項第四号から第九号までのいずれかに該当していたこと。

二 前条第一項の規定による許可を受けた後に同項第五号又は第八号に該当することとなつたこと。

三 前条第三項の規定に基づき付された条件に違反したこと。

四 不正に難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受ける目的で、偽造若しくは変造され

必要があると認める場合は、指紋を押なつかせることができる。

4 法務大臣は、第一項の規定による許可を受けた外国人から仮滞在期間の更新の申請があつたときは、これを許可するものとする。この場合においては、第二項の規定による許可を準用する。

5 第一項の規定による許可を受けた外国人が次に掲げる事由のいずれかに該当することとなつたときは、当該外国人に係る仮滞在期間の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなつたときは、当該外国人に係る仮滞在期間を含む。（以下同じ。）は、当該事由に該当することとなつた時に、その終期が到来したものとする。

七 次のイ又はロのいずれにも該当しないこと

イ 本邦における間に難民となる事由が生じた場合を除き、その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A（2）に規定する理由によつて害されるおそれのあるた領域から直接本邦に入つたものであるとき。

ロ 本邦における間に補完的保護対象者となる事由が生じた場合を除き、その者が迫害を受けたものであるとき。

八 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盜犯等の防止及び处分に関する法律の罪、特殊開鋸用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

法務大臣は、前条第一項の規定による許可をしない処分をするとき（同条第三項の規定により補完的保護対象者の認定を行うときを除く。）若しくは補完的保護対象者の認定をしない処分又は補完的保護対象者の認定をしない処分につき第六十一条の二の九第一項の審査請求があつた場合において、当該審査請求が取り下げられ、又はこれを却下し若しくは棄却する旨の裁決があつたこと。

三 難民の認定又は補完的保護対象者の認定がされた場合において、第六十一条の二の二第一項及び第二項の規定による許可をしない処分があつたこと。

四 次条の規定により第一項の規定による許可が取り消されたこと。

五 第六十一条の二第一項又は第二項の申請が取り下げられたこと。

第六十一条の二の五 法務大臣は、前条第一項の規定による許可を受けた外国人について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該許可を取消すことができる。

一 前条第一項の規定による許可を受けた当时同項第四号から第九号までのいずれかに該当していたこと。

二 前条第一項の規定による許可を受けた後に同項第五号又は第八号に該当することとなつたこと。

三 前条第三項の規定に基づき付された条件に違反したこと。

四 不正に難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受ける目的で、偽造若しくは変造され

二項 第三条 第八十 第一項 第二項 を除く。)	第五十 一条第 四号 の答申書	審理員意見書又は 若しくは審議会等 の答申書	第五十 一条第 四号 の答申書	反論書	第四十 一条第 四号口	第四十 二項第 四号 行政不服審査会等 から諮問に対する 答申を受けたとき (前条第一項の規 定による諮問を要 しない場合(同項 第二号又は第三号 に該当する場合を 除く。)にあって は審理員意見書が 提出されたとき、 同項第二号又は第 三号に該当する場 合にあつては同項 第二号又は第三号 に規定する議を経 たとき)	招集してさせるものとする。 ただし、次の各号のい ずれかに該当する場合 には、処分庁等を招集 することを要しない。 一 申立人から処分庁 等の招集を要しない旨 の意思の表明があつた とき。 二 前号に掲げる場合 のほか、当該聴取の結 果、処分庁等を招集す ることを要しないと認 めるとき。
第一項 第十九条(第五項 第一号及び第二号 の答申書)	審理員意見書			申述書			及び場所を指定し、全 ての審理関係人を招集 してさせるものとする。 ただし、次の各号のい ずれかに該当する場合 には、処分庁等を招集 することを要しない。 一 申立人から処分庁 等の招集を要しない旨 の意思の表明があつた とき。
第二項 第三条 第八十 第一項 第二項 を除く。)	第五十 一条第 四号 の答申書						

募集してさせるも
のとする。

(難民審査參與員)

法務省に、前条第一項の規

該証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の

2 難民調査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求める質問をし、

(難民審査參與員)
第六十一条の二の十 法務省に、前条第一項の規定による審査請求について、難民の認定又は補完的保護対象者の認定に関する意見を提出せらるため、難民審査參與員若干人を置く。

2 難民審査參與員は、人格が高潔であつて、前条第一項の審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者の中から、法務大臣が任命する。

3 難民審査參與員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 難民審査參與員は、非常勤とする。
(難民等に関する永住許可の特別)
第六十一条の二の十一 難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者から第二十二条の第一項の永住許可の申請があつた場合には、法務大臣は、同条第二項本文の規定にかかわらず、その者が同項第二号に適合しないときであつても、これを許可することができる。
(難民旅行証明書)
第六十一条の二の十二 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、難民旅行証明書を交付するものとする。ただし、出入国在留管理庁長官においてその者が日本国の利益又は公安を害する行為を行おうとするがあると認める場合は、この限りでない。
2 前項の規定により難民旅行証明書の交付を受ける外国人で、外国の難民旅行証明書を所持するものは、その交付を受ける際に当該外国の難民旅行証明書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。
3 第一項の難民旅行証明書の有効期間は、一年とする。
4 第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者は、当該証明書の有効期間内は本邦に入回国し、及び出国することができる。この場合において、入国については、第二十六条第一項の規定による再入国の許可を要しない。
5 前項の場合において、出入国在留管理庁長官が特に必要があると認めるときは、三月以上一年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入国することのできる期限を定めることができる。

古事記 神代編 第二章 神代の歴史と神々の誕生

内に入国土と認める。延長する。その事とする。本邦にあり、在留管理課が、返納を命ぜたが、あつた時に、その所持者が、返納の時に、速く持する難が、事実の認定を行なう。法務大臣は、第一項の規定による。第二項、第三項、第四項の規定による。

第一項の規定による在留する外國人の認定書の発給の効力が生ずる間ににおいては、その考課官は、日本國の明書に依りて、該外國人の在留の事実を認定する。この事実を証明する難民認定書は、日本國の明書に依りて、該外國人の在留の事実を認定する。

又は文書による登録の事務に対する対応を規定する。第一項の規定は、第六十一条の規定による登録の事務に対する対応を規定する。

、前項の調査を行ふに對し出を求めるに在るに於ては、特によく請をしたるに応じ、その國に於ける國民の知識及び見聞の聽取を適正に求めることを目的とする。但し、國民の知識及び見聞の聽取を強制する場合を除く。第六十一条の規定によれば、國民の知識及び見聞の聽取を強制する場合を除く。

官は、第
の二の十
うこと。
第六十一
外国人に
その心身
おいて置
適切な配
調査のた
頭を求め
の団体に
とができ
行うため
務大臣は
認定を専
際情勢に
な研修を行
民調査官

一項認定に基くものに於ける報の環をたるものも、査に必要ある。

のある場所への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。

五 収容令書及び退去強制令書を発付すること。

六 収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者を仮放免すること。

七 第五十五条の三第一項の規定による出国命令をすること。

八 地方出入国在留管理局に置かれた入国審査官は、必要があるときは、その地方出入国在留管理局の管轄区域外においても、職務を行うことができる。

(入国警備官)

第六十一条の三の二 入国者収容所及び地方出入国在留管理局に、入国警備官を置く。

2 入国警備官は、次に掲げる事務を行う。

一 入出国、上陸及び在留に関する違反事件を調査すること。

二 収容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を収容し、護送し、及び送還すること。

三 入出国者収容所、収容場その他の施設を警備すること。

四 第十九条の三十七第一項及び第五十九条の二第一項に規定する事実の調査を行うこと。

五 第十九条の二十第一項の規定による関係人に対する質問並びに特定技能所属機関に係る事業所その他特定技能外国人の受け入れに關係ある場所への立ち入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うこと。

六 第二十二条の四第三項の規定による通知並びに第六十一条の九の二第四項及び第五項の規定による交付送達を行うこと。

前条第三項の規定は、入国警備官に準用する。

4 入国警備官は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の規定の適用については、警察官とする。

5 入国警備官の階級は、別に政令で定める。(武器の携帯及び使用)

第六十一条の四 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、左の各号の一に該当する場合を除く外、人に危害を加えてはならない。

6 前各項に規定するものを除く外、被収容者の處遇に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(被収容者の処遇)

第六十一条の六 地方出入国在留管理局に、収容令書の執行を受ける者を収容する収容場を設けること。

2 入国者収容所等の保安上の支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

3 第一項の制服及び証票の様式は、法務省令で定める。

(収容場)

第六十一条の七 入国者収容所又は収容場(以下「入国者収容所等」という。)に収容されている者(以下「被収容者」という。)には、入国者収容所等の保安上の支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

4 被収容者には、一定の寝具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。

5 被収容者に対する給養は、適正でなければならず、入国者収容所等の設備は、衛生的でなければならない。

6 入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長(以下「入国者収容所長等」という。)は、入国者収容所等の保安上又は衛生上必要があると認めるとときは、被収容者の身体、所持品又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を領置することができる。

7 前各項に規定するものを除く外、被収容者の発受付に關し、その發受を禁止し、又は制限することができる。

8 前各項に規定するものを除く外、被収容者の待遇に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)

第六十一条の七の四 入国者収容所長等は、入国者収容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

2 委員会は、入国者収容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者収容所等の視察を定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

(委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)

第六十一条の七の四 入国者収容所長等は、入国者収容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

2 委員会は、入国者収容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者収容所等の視察を定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

(住民票の記載等に係る通知)

第六十一条の八の一 市町村の長は、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除又は記載の修正をしたときは、直ちにその旨を出入国在留管理局長官に通知しなければならない。

(情報提供)

第六十一条の九 出入国在留管理局長官は、出入国管理及び難民認定法に規定する出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定の職務に相当する職務を行う外国の当局(以下この条において「外国出入国在留管理局」という)に対し、その職務(出入国管理及び難民認定法に規定する出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報を提供することができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国出入国在留管理局の職務の

(入国者収容所等視察委員会)

第六十一条の七の二 法務省令で定める出入国在留管理局署に、入国者収容所等視察委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、入国者収容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める相当区域内にある出入国在留管理局の長に対し、その運営に關し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長に対し意見を述べるものとする。

2 前二条の規定は、前項に規定する事務を行ふ場合に準用する。

(関係行政機関との関係)

第六十一条の七の七 出入国在留管理局長官又は入国者収容所長等は、出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に係る事務の遂行に当たり、当該事務の遂行が他の行政機関の事務に關連する場合には、関係行政機関と情報交換を行うことにより緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

(関係行政機関の協力)

第六十一条の八 出入国在留管理局長官又は入国者収容所長等は、警察庁、都道府県警察、海上保安庁、税関、公共職業安定所その他の関係行政機関に対し、出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に係る事務の遂行に關して、必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求に応じなければならない。

(情報提供)

第六十一条の九 出入国在留管理局長官は、出入国管理及び難民認定法に規定する出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定の職務に相当する職務を行う外国の当局(以下この条において「外国出入国在留管理局」という)に対し、その職務(出入国管理及び難民認定法に規定する出入国及び在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報を提供することができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国出入国在留管理局の職務の

放又は仮退院若しくは退院を許す旨の決定をしたときは、直ちにその旨を通報しなければならない。

前各項の通報は、書面又は口頭をもつて、所轄の入国審査官又は入国警備官に対してもなければならぬ。

(刑事手続との関係)

第六十三条 退去強制対象者に該当する外国人について刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われる場合には、その者を収容しないときでも、その者について第五章

(第二節並びに第五十二条及び第五十三条を除く)の規定に準じ退去強制の手続を行うことができる。この場合において、第二十九条第一項中「容疑者の出頭を求め」とあるのは、「容疑者の出頭を求め、又は自ら出張して」と、第四十五条第一項中「前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは」とあるのは、「違反調査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる理由があるときは」と読み替えるものとする。

前項の規定に基づき、退去強制令書が発付された場合には、刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が終了した後、その執行を終するものとする。ただし、刑の執行中に執行を受けるに足りる相当の理由があるときは、その執行をすることができる。

入国審査官は、第四十五条又は第五十五条の二第二項の審査に当たつて、容疑者が罪を犯したと信ずるに足りる相当の理由があるときは、検察官に告発するものとする。

(身柄の引渡し)

第六十四条 檢察官は、第七十条の罪に係る被疑者を受け取った場合において、公訴提起しないと決定するときは、入国警備官による収容令書又は退去強制令書の呈示をまつて、当該被疑者を釈放して当該入国警備官に引き渡さなければならない。

矯正施設の長は、第六十二条第三項又は第四項の場合において、当該外国人に対し収容令書又は退去強制令書の發付があつたときは、入国警備官による収容令書又は退去強制令書の呈示をまつて、釈放と同時にその者を当該入国警備官に引き渡さなければならぬ。

(刑事訴訟法の特例)

第六十五条 司法警察員は、第七十条の罪に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれ

らの罪に係る現行犯人を受け取った場合には、収容令書が發付され、且つ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百三条(同法第二百十一条及び第二百十六条の規定により準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、手

書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警

備官に引き渡すことができる。

前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡す手続をしなければならない。

(報償金)

第六十六条 第六十二条第一項の規定による通報をした者がある場合において、その通報に基

て退去強制令書が発付されたときは、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、その通報者に対し、五万円以下の金額を報償金として交付することができる。但し、通報が國又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基くものであるときは、この限りでない。

(手数料)

第六十七条 外国人は、次に掲げる許可を受ける

場合には、当該許可に係る記載、交付又は証印の時に、一万円を超えない範囲内において別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第二十条第三項本文の規定による在留資格の変更の許可

二 第二十一条第三項の規定による在留期間の更新の許可

三 第二十二条第二項の規定による永住許可

四 第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同条第五項の規定による有効期間の延長の許可を含む。)

五 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間(第二十条第六項(第二十一条第四項に

三の三 第二十二条の四第七項本文(第六十一

条の二の八第二項において準用する場合を含む。)の規定により期間の指定を受けた者で、

三の二 第二十二条の四第一項(第五号に係る

市町村が処理することとされている事務は、地

方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号

(権限の委任)

第六十九条の二 出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができる。ただし、第二条の三第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)、第二条の四第一項、同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)並びに第七条の二第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する権限について、この限りでない。

(経過措置)

第六十七条の二 外国人は、第九条の二第一項若

しくは第八項の規定により特定登録者カードの交付を受け、第十九条の二第一項の規定により就労資格証明書の交付を受け、又は第十九条の四第一項後段の規定による申請に基づき同条第十三第一項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受けるときは、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六十八条 外国人は、第六十二条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受け、又は同条第七項の規定により難民旅行証明書の交付を受けた者は、

書に有効期間の延長の記載を受けるときは、手数料を納付しなければならない。

二 入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した者

三 第二十二条の四第一項(第一号又は第二号

前項に規定する手数料の額は、難民条約附

書第三項の定めるところにより、別に政令で定める。

(事務の区分)

第六十八条の二 第十九条の七第一項及び第二項(第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。)、第十九条の八第一項並びに第十九条の九第一項の規定により第一項並びに第十九条の九第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号

(法定受託事務とする。)

(政令等への委任)

第六十九条 第二章からこの章までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令(市町村の長が行うべき事務については、政令)で定める。

(権限の委任)

三 第二十二条の四第七項本文(第六十一

条の二の八第二項において準用する場合を含む。)の規定により期間の指定を受けた者で、

三の二 第二十二条の四第一項(第五号に係る

市町村が処理することとされている事務は、地

方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号

(法定受託事務とする。)

二 犯罪の規定による許可を受けた者

二節の規定による許可を受けた者

三 第二十二条の四第一項(第一号又は第二号

前項に規定する手数料の額は、難民条約附

書第三項の定めるところにより、別に政令で定める。

(事務の区分)

第六十九条の三 出入国管理及び難民認定法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(経過措置)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、

三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

八 第二十二条の二第一項に規定する者で、同

条第三項において準用する第二十条第三項本

文の規定又は第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第二項の規定による許可

を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留するもの八の二 第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出國期限を経過して本邦に残留するもの八の三 第五十五条の六の規定により出国命令を取り消された者で本邦に残留するもの八の四 第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた者で、仮滞在期間を経過して本邦に残留するもの九 假りその他不正の手段により難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者前項第一号又は第二号に掲げる者が、本邦に上陸した後引き続き不法に在留するときも、同項と同様とする。

第七十条の二 前条第二項第一号から第二号の二まで、第五号若しくは第七号又は同条第二項の罪を犯した者については、次の各号に該当することの証明があつたときは、その刑を免除する。ただし、当該罪に係る行為をした後遅滞なく入国審査官の面前において、次の各号に該当することの申出をした場合に限る。

二 その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によつて害されるおそれのあること。

三 前号のおそれがあることにより当該罪に係る行為をしたものであること。

第七十一条 第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項又は第十九条の十六の規定による届出に關し虚偽の届出をした者二 第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項又は第十九条の十三第三項の規定に違反した者

第七十三条の四 第十九条の二十一第一項の規定による处分に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の二十第一項(第一号に係る部分に限る)若しくは第二項(第一号に係る部分に限る)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の二十第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定に違反して住居地を届け出なかつた者

二 第十九条の九第一項の規定に違反して新居住地を届け出なかつた者

三 第十九条の十第一項、第十九条の十五(第四項を除く)又は第十九条の十六の規定に違反した者

四 第十九条の十一第一項の規定に違反して新居住地を届け出なかつた者

五 第十九条の十二第一項の規定に違反して新居住地を届け出なかつた者

六 第十九条の十三第三項の規定に違反して新居住地を届け出なかつた者

七 第六十二条の二の十二第八項の規定により難民旅行証明書の返納を命ぜられた者で、同項の規定により付された期限内にこれを返納しなかつたもの

八 第六十二条の二の四第一項の規定による許可を受けた者で、同条第三項の規定に基づき付された条件に違反して逃亡したもの

九 第六十二条の二の七第四項又は第六十二条の二の十三の規定に違反して難民認定證明書、難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書を返納しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の五 第七十三条の三第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 他人名義の在留カードを使用した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二 行使の目的で、他人名義の在留カードを提供し、收受し、又は所持した者

三 行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した者

四 前項(所持に係る部分を除く)の罪の未遂は、罰する。

五 前項(所持に係る部分を除く)の罪の未遂は、罰する。

六 自己の支配又は管理の下にある集団密航者(入国審査官から上陸の許可等を受けないで、又は假りその他不正の手段により入国審査官から上陸の許可等を受けて本邦に上陸する目的を有する集合した外国人をいう。以下同じ)を本邦に入らせ、又は上陸させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

七 行使の目的で、他人名義の在留カードを使用した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

八 行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

九 行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

二 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百萬円以下の罰金に処する。

三 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

四 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

五 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

六 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

七 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

八 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

九 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

一 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

二 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百萬円以下の罰金に処する。

三 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

四 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

五 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

六 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

七 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

八 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

九 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

一 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百萬円以下の罰金に処する。

二 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百萬円以下の罰金に処する。

三 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

四 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

五 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

六 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

七 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

八 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

九 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

一 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百萬円以下の罰金に処する。

二 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百萬円以下の罰金に処する。

三 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

四 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

五 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

六 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

七 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

八 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

九 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る)の未遂は、罰する。

らず、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六十日を経過する日とする。

入管法第七十条の二の規定は、この法律の施行前に犯した同条に掲げる罪についても、適用する。この場合において、同条ただし書中「当該罪に係る行為をした後遅滞なく」とあるのは、「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律の施行の日から二十日以内に」とする。

附 則（昭和五七年八月一〇日法律第七五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

7 この法律の施行前にした行為及び附則第三項、第五項又は第六項の規定により從前の例によることとされる登録原票の記載が事実に合っているかどうかの確認、指紋の押なつ又は登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の一例による。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（施行期日）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他の規定による。この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和六二年九月二六日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成元年一月一七日法律第二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成元年一二月一五日法律第七九号）抄	
1	（施行期日）
2	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
3	（経過措置）
4	この法律の施行の際に、次の表の上欄に掲げた改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）第四条第一項各号の一に該当する者としての在留資格（以下「旧法の在留資格」という。）をもつて在留する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新法」という。）別表第一又は別表第二の上欄の在留資格（以下「新法の在留資格」という。）をもつて在留するものとみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、それぞれ旧法の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間とする。
5	（施行期日）
6	この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
7	この法律の施行前にした行為及び附則第三項、第五項又は第六項の規定により從前の例によることとされる登録原票の記載が事実に合っているかどうかの確認、指紋の押なつ又は登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の一例による。
8	附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄
9	（施行期日）
10	この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。
11	（経過措置）
12	この法律の施行前にした行為及び附則第三項、第五項又は第六項の規定により從前の例によることとされる登録原票の記載が事実に合っているかどうかの確認、指紋の押なつ又は登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の一例による。

1	（施行期日）	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2	（経過措置）	この法律の施行前にした行為及び附則第三項、第五項又は第六項の規定により從前の例によることとされる登録原票の記載が事実に合っているかどうかの確認、指紋の押なつ又は登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の一例による。
3	（施行期日）	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
4	（経過措置）	この法律の施行前にした行為及び附則第三項、第五項又は第六項の規定により從前の例によることとされる登録原票の記載が事実に合っているかどうかの確認、指紋の押なつ又は登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の一例による。
5	（施行期日）	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
6	（経過措置）	この法律の施行前にした行為及び附則第三項、第五項又は第六項の規定により從前の例によることとされる登録原票の記載が事実に合っているかどうかの確認、指紋の押なつ又は登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の一例による。
7	（施行期日）	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1	（施行期日）	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2	（経過措置）	この法律の施行前にした行為及び附則第三項、第五項又は第六項の規定により從前の例によることとされる登録原票の記載が事実に合っているかどうかの確認、指紋の押なつ又は登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の一例による。
3	（施行期日）	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
4	（経過措置）	この法律の施行前にした行為及び附則第三項、第五項又は第六項の規定により從前の例によることとされる登録原票の記載が事実に合っているかどうかの確認、指紋の押なつ又は登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の一例による。
5	（施行期日）	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
6	（経過措置）	この法律の施行前にした行為及び附則第三項、第五項又は第六項の規定により從前の例によることとされる登録原票の記載が事実に合っているかどうかの確認、指紋の押なつ又は登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の一例による。
7	（施行期日）	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第二条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第一号に定める日前に第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分であつて第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に効力を有するもの又は第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定によりされたる申請若しくは異議の申出は、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分又は第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定によりされたる申請若しくは異議申立てとみなす。

第七条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二の規定は、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定によりされたる申請若しくは異議申立てとみなす。

又は口に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、同日前に、当該外国人に対し、技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。）に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

住居の所在地をいう。(以下同じ。)について、附則第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をした者を除く。)には、適用しない。

申請は、次の各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて当該予定中長期在留者と同居するものが、当該各号の順位により、当該予定中長期在留者に代わつてしなければならない。

まで（第一項後段を除く。）、第十九条の十四
第十九条の十五、第二十三条、第二十六条の一
第一項、第六十一条の九の三第一項第一号（新
入管法第十九条の九第一項及び同条第二項にお
いて準用する新入管法第十九条の七第二項）に係
る部分に限る。以下この項において同じ。）並
びに第六十二条の九の三第二項及び第三項（い
ずれも同条第一項第一号に係る部分に限り、こ
れらの規定を附則第十九条第二項において準用

第七条 出入国在留管理庁長官は、当分の間、入

管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）に対し、当該上陸許可の証印又は許可を受けた出入国港において、直ちに入管法第十九条の六の規定により在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下同じ。）を交付することができないときは、法務省令で定めるところにより、入国審査官に、当該中長期在留者の旅券に、後日在留カードを交付する旨の記載をさせるものとする。

前項の規定により旅券に後日在留カードを交

付する旨の記載を受けた中長期在留者（在留カードの交付を受けた者を除く。）に対する入管法第十九条の七第一項及び第三項並びに第十九条の九第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「在留カードを提出し」とあるのは、「後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券を提示し」とする。

第二十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「在留カードを所持する」とあるのは、「当該旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた」とする。

第九条 新入管法第十九条の八の規定は、施行日となつた者について適用する。

第十一条 新入管法第十九条の九の規定は、附則第一項に規定する新入管法の規定に以後に同条第一項に規定する新入管法の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者について適用する。

十七条第一項及び第十八条第一項に規定する中長期在留者（その住居地（本邦における主たる

第三条 第二項の規定による申請をした者は、当該申請をすることができない場合には、当該申請をすることができる。には、適用しない。

第十二条 新入管法第十九条の十六の規定は、施行日以後に新入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印若しくは許可又は新入管法第二十一条第三項本文（新入管法第二十二条の二第三項（新入管法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十条第一項若しくは新入管法第二十二条の二第四項（新入管法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第六十一条の二の二第一項若しくは第二項の規定による許可を受けた中長期在留者について適用する。

第十三条 本邦に在留資格をもつて在留する外国人で、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、その有する在留期間（新入管法第二十条第五項（新入管法第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができる期間を含む。以下この項及び附則第十五条第二項において同じ。）の満了の日が施行日以後に到来するもののうち、次に掲げる者以外の者（以下「予定中長期在留者」という。）は、附則第一条第四号に定める日から施行日の前日までの間に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請することができる。

一 三月以下の在留期間が決定された者

二 短期滞在の在留資格が決定された者

三 外交又は公用の在留資格が決定された者

四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

前項の規定による申請は、地方入国管理局に自ら出頭して行わなければならない。

予定中長期在留者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら第一項の規定による申請をすることができない場合には、当該

4 第一項の規定による申請については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて予定中長期在留期在留者と同居するものが当該予定中長期在留者の親類であることを証明する書類を提出する。

規定に係る罰則を含む。) の適用については、第一項第一項及び第二号に係る部分に限る。) 及び第一項第一項及び第二号に係る部分に限る。) 第十九条第一項(附則第十七条第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、

5 第二項の規定にかかるらず、当該予定中長期在留者が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

予定中長期在留者が、施行日の一ヶ月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項又は第十一一条第一項の規定による申請をしたとき

は、その時に、第一項の規定による申請をしたものとみなす。

6 法務大臣は、施行日以後、第一項の規定による申請をした予定中長期在留者が中長期在留者として本邦に在留するときは、速やかに、入国審査官に、その者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十四条 法務大臣は、施行日前においても、前

2 条第一項の規定による申請に関し、同条第八項の規定による在留カードの交付の準備のため必要があるときは、その職員に事実の調査をさせることができる。
八国審査官又は八国警備官は、前項の調査の

3 2
ため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求める。質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
去務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第

一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがで

第十五条 中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、新入管法第十九条の九、

第十九条の十二第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項から第三項

管法第五十四条第二項の規定により仮放免をさせ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前に附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八条の二（附則第

いこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

十四条の改正規定、同法第四章第四節中第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第五十七条、第五十九条第一項、第六十一条の二の四第一項第二号、第七十条第一項、第七十二条、第七十三条の二第二項第三号、第七十七条第二号及び別表第一の四の表留学の項の改正規定並びに附則第四条及び第七条の規定並びに附則第八条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法

2
法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るために、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法第五十条第一項の許可の運用の透明性を更に向上させる等その出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討するものとする。

3 法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとする。

四条の規定によりなお従前の例によることとさる場合における当該規定を含む。)の罪を犯した者に対する出入国管理及び難民認定法第五条第一項第九号の二、第二十四条第四号の一、第二十四条の三第三号、第六十一条の二の二第一項第二号及び第六十一条の二の四第一項第八号の規定の適用については、これらの規定中「第十六条の罪又は」であるのは「第十六条の罪」と、「第六条第一項」とあるのは「第六条第一項の罪又は同法附則第二条の規定による改正前の刑法第二百八条の二(自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚)に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)」と

（退去強制に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧入管法」という。）第二十四条第四号イに規定する行為を行つた者に対する退去命令につきは、ならん前

三 第二条の規定及び附則第八条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

平成二十七年一月一日

「第十四条の二第四項」を加える改正規定

律（平成十四年法律第二百五十一号）別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「及び第六項」の下に

第六十一条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四
二号）抄

第九条 この法律の施行前にした行為並ては附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

た者は文する辻毛作事については、なお御用の例による。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附 則 (平成二四年四月六日法律第一七
四号) 抄

施行する。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

国管理及び難民認定法（以下「新入管法」といいう。）別表第一の二の表の経営・管理の在留資格をもつて在留する者とみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、当該投資・経営の在留資格に伴う在留期間が満了する

(施行期日) 号抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六年法律第六十八号の施行の日から施行する。
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政官の処分その他の行為又はこの法

(施行期日) 四号抄

2 日に応当するまでの期間とする。

（施行期日） 第一条 九号抄

はこの附則の外に、他の法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

二条に一項を加える改正規定及び同法第五十九条の二第一項の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日

3 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の
て、当該在留資格に伴う在留期間は、当該技術
又は人文知識・国際業務の在留資格に伴う在留
期間が満了する日に応当する日までの期間とす
る。

は、新入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格（以下この項において「新在留資格」といいう。）をもつて在留する者とみなす。この場合において、新在留資格に応じて行うことのできる活動は旧在留資格に応じて行うことのできた活動とし、新在留資格に伴う在留期間は旧在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間とする。

この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の投資・経営・技術若しくは人文知識・国際業務の在留資格又は旧入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留する者が旧入管法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可是、前項の規定によりみなされる新入管法の在留資格について受けた新入管法第十九条第二項の許可とみなす。この場合において、旧入管法第十九条第二項の規定に基づき付された条件は、新入管法第十九条第二項の規定に基づき付された条件とみなす。

この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げた活動のうち次の各号に掲げるものを行う者としての同表の上欄の在留資格をもつて在留する者であってその後引き続き本邦に在留するものは、新入管法第二十条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかるらず、高度専門職の在留資格（新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号中「前号に掲げる活動」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）附則第三条第五項各号に掲げる活動」とする。

一本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營する活動

二 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は私機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

三 本邦の営利を目的とする法人若しくは法律上資格を有する者が行うこととされている法律

律若しくは会計に係る業務を行ふための事務所の経営若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營する活動

第四条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人に対して、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

一 新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに掲げる活動に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

（在留資格認定証明書に関する経過措置）

第四条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人に対して、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

（在留資格の取消しに関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）前に受けた上陸許可の証印等（この法律による改正前の出入国管理及び難民認定法（次条第一項において「旧法」という。）第二十二条の四第一項第二号に規定する上陸許可の証印等をいう。）について同項第三号に掲げる事実が判明した場合における在留資格の取消しについては、なお従前の例による。（在留強制に関する経過措置）

第三条 施行日前に旧法第二十二条の四第一項（第三号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により在留資格を取り消された者及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第二十二条の四第一項の規定により在留資格を取り消された者に対する退去強制については、なお従前の例による。（退去強制に関する経過措置）

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

附則（平成二六年一月二一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

附則（平成二七年六月二十四日法律第四六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（施行期日）

八八号

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年一月二八日法律第八九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（施行期日）

八九号

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年一月二八日法律第八九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。

（施行期日）

八九号

（施行期日）

八九号

せる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)附則第十六条の改正規定並びに附則第三十二条から第三十四条まで及び第三十七条の規定公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(在留カードの有効期間に関する経過措置)

第二条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)前に交付された在留カード(入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。)の有効期間及びその更新については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の入管法(以下「第一条改正前入管法」という。)第十九条の十一第一項の規定により在留カードの有効期間の更新の申請をする場合における第二条改正後入管法第六十一条の八の三第二項の規定の適用については、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者(入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この項並びに附則第四条及び第五条において同じ。)は、その申請の日が十六歳の誕生日(当該中長期在留者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該中長期在留者のうるう年の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)である場合においても、十六歳に満たない者とみなす。

3 第二号施行日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間ににおける前項の規定の適用については、同項中「第二条改正後入管法第六十一条の八の三第二項」とあるのは、「入管法第六十一条の九の三第二項」とする。

(難民の認定等に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前に第一号改正前入管法第六十一条の二第一項の申請を出した外国人について、第二号施行日以後に難民の認定(第一条の規定による改正後の入管法(以下「第一条改正後入管法」という。)第六十一条の二第一項に規定する難民の認定をいう。附則第十一条第一項において同じ。)をしない处分をする場合について、第一条改正後入管法第六十一条の二第三項の規定を適用する。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

施行期由
云建公行
四月一
之二三

一条 この法律は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

第一条 第十九条及び第二十条の規定、公布の日
一第四条、第十三条及び第二十条の規定、第

二十一條中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三

の改正規定 第二十三条 第二十六条 第二十七条 第二十八条 第二十九条 第三十一条 第三十二条 第三十六条 及び第三十一条の規定、第四十二

九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、

第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による言書の传达に関する法

第三回 同事美名に、仕事の逍遙に間て、法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六

第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十一条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び

条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日
から起算して三年を超えない範囲内において

がれ起算し、三年を起つたい範囲内において
政令で定める日

六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

七条 この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和五年一二月一三日法律第八四号）少

四号
执行期日

一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
自該各号二室のうちから施行する。

二 評名号は定める日から施行する
一 附則第六条及び第二十九条の規定 公布

の日

十九条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置（同別二
種）

する経過措置を含む。)は、政令で定める。

表第一（第二条の一、第一条の五、第五条、第
二条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、

十九条の十七、第十九条の三十六、第二十条の
第二十二条の三、第二十二条の四、第二十四

一 係、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八閏		在留資格	外交	交換	本邦において行うことができる活動
門職	高度専門職	在留資格	公使	外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特權及び免除を受けた者又はこれらとの同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
		二 道報	芸術	教宗	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。)
		その他の報道上の活動	授教	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	
		外國の報道機関との契約に基づいて行う取材	芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)	
		本邦において行うことができる活動	道報	本邦の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	
		本邦において行うことができる活動	教宗	外国の宗教団体に属する者又はこれらとの同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	
		本邦において行うことができる活動	授教	日本政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。)	
		本邦において行うことができる活動	公使	日本国政府が接受する外国政府の外交使節若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特權及び免除を受けた者又はこれらとの同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	

研究	医療 業務	法律・ 会計業	管理 ・ 経営	自ら經營する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私機関において貿易その他の事業の經營を行ふ活動 い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營する活動 二 前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動
				イ 本邦の公私機関との契約に基づいて研究・研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動
				ハ 本邦の公私機関において貿易その他事業の經營を行い又は当該事業の管理に従事する活動
				ニ イからハまでのいづれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項目までの下欄に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項目、興行の項目若しくは技能の項目の下欄若しくは特定技能の項目の下欄第二号に掲げる活動(イからハまでのいづれかに該当する活動を除く。)

教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一）の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動を除く。）
介護	本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
技能	本邦の公私機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動（一）の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を除く。）
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の技能を要する業務に従事する活動を除く。）
特定技能	法務大臣が指定する本邦の公私機関との雇用に関する契約（第二条の第五第一項から第四項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することうが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
二 法務大臣が指定する本邦の公私機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定する技	能を要する業務に従事する活動

技能実習	るものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
活動	イ 技能実習法第八条第一項の認定（技能実習法第十二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）を受けた技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能に係る業務に従事する活動
活動	ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に從事する活動
活動	イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に從事する活動
活動	ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に從事する活動
五 在留資格	在留資格

| 在留資格 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 五 在留資格 | 在留資格 | 在留資格 | 在留資格 | 在留資格 | 在留資格 | 在留資格 | 在留資格 |
| 本邦において行うことができる活動 |
| 在留資格 |
| 本邦において行うことができる活動 |

別表第二（第二条の二、第七条、第二十二条の四、第六十一条の二の二、第六十三条の二の八関係）	十一條の二の八関係	特定活動
法務大臣が個々の外国人について特に事する活動	法務大臣が個々の外国人について特に事する活動	法務大臣が個々の外国人について特に事する活動
備考	法務大臣は、特定技能の項の下欄の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。	法務大臣が個々の外国人について特に事する活動
在留資格	本邦において有する身分又は地位	法務大臣が永住を認める者
永住者	日本人の子として出生した者	日本人の子として出生した者
配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は配偶者等
在留期間	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者